

水のカムイ観光圏 公衆無線LAN環境整備業務 公募型プロポーザル実施及び募集要項

1 業務名

水のカムイ観光圏 無料公衆無線LAN (Free Wi-Fi) 整備業務 (観光地域ブランド確立支援事業)

2 本要項の目的

本要項は、水のカムイ観光圏協議会 認定観光圏整備事業者 一般社団法人釧路観光コンベンション協会 (以下「釧路観光コンベンション協会」という。) が実施する「水のカムイ観光圏 無料公衆無線LAN (Free Wi-Fi) 整備業務」の委託の相手方を選定するための公募に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

別添1「水のカムイ観光圏 公衆無線LAN環境整備業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

4 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

5 企画提案上限額

27,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 参加資格

次の要件をすべて満たすこと

(1) 参加資格要件

次のいずれかの要件に該当する者は本プロポーザルへの参加は認めない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者及び第2項に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者
- イ 事業所 (支店、営業所等含む) が所在する市区町村へ納税義務のある税を滞納している者及び消費税及び地方消費税を滞納している者
- ウ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) 等、経営状況が著しく不健全である者
- エ 参加者若しくは参加者の役員等 (役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。) が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき
- オ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどをしているとき
- カ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- キ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ク 参加者及び参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- ケ 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(2) 共同事業体に関する資格及び要件

- ア 構成団体のすべてが、6の(1)に記載するすべての要件を満たしていなければならない。
- イ 構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって申請していないこと。
- ウ 共同事業体の形態により申請する場合は、必ず代表となる団体を決定すること。
- エ 契約の締結の際には、共同事業体の構成団体すべてを一括して協定の相手方とする。
- オ 受託者選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体すべてが負うこととする。

(3) 参加資格の確認

参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し書面により通知する。なお、参加資格を有しない旨の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面により説明を求めることができる。説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により回答すること。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申請書(様式第1号)を提出すること。

委託業務に係る事業計画書(様式第3号)についてはA4版(縦横問わない)で作成(文字ポイントは12ポイント以上)こととし、期限までに提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

- ア 参加申請書(様式1)
- イ 事業計画書(様式3)
- ウ 申請資格に係る申立書(様式4)
- エ 団体概要書(様式5)
- オ その他の資料として、申請団体において個人情報保護、情報公開等に係る規程を定めている場合の当該規程など、審査項目に係る説明書類その他の参考資料を任意で提出することができる
- ※ 共同事業体で申請する場合は共同事業体協定書兼委任状(様式2)についても提出すること

(2) 提出期限

平成29年6月1日(木)

※ 受付時間は共に休日(祝日を含む)を除く、午前10時から午後5時まで

(3) 提出方法及び提出部数

ア「上記（１）ア、ウ及び関係書類紙媒体各１部

イ「上記（１）イ、エ、ク」及び関係書類紙媒体各９部、電子媒体１部

8 募集する企画提案内容

提案書については、仕様書を参照のうえ、下記の内容を盛り込むこと。なお、本要項及び仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的の達成に有益であると考えられる提案、経験上考慮しておくべき事柄等を予算額の超えない範囲で提案することも評価のポイントとする。

（１）提案にかかる留意点

ア 全般

- ・ 公衆無線 LAN 環境を整備してサービスを提供するにあたっての基本的な考え方、提案の概要、実施体制
- ・ 本業務と同等の公衆無線 LAN 整備業務を受託した実績

イ 利用環境

- ・ 利用者登録方法及び画面遷移
- ・ 再度アクセス時の手続きにおける設定方法、１回あたりの接続時間設定の有無
- ・ 認証画面及びポータル画面の対応言語

ウ サーバ及びネットワーク

- ・ 利用するサーバ及びネットワークの内容
- ・ アクセスポイント - サーバ間回線の種類及び速度
- ・ サーバ - インターネット間回線の種類及び速度

エ アクセスポイント

- ・ アクセスポイントの機能（使用可能周波数、無線 LAN 規格のほか、有効伝達距離、設置方法、サイズ、重量、消費電力、動作環境）
- ・ 各整備エリアにおけるアクセスポイントの設置箇所及び設置台数、想定利用範囲、同時接続可能数

オ セキュリティ

- ・ サーバ、ネットワーク、アクセスポイント、ポータルのセキュリティ対策

カ 運用方法

- ・ 保守点検の内容及び実施体制
- ・ 障害発生時の対応方法及び体制

キ 問い合わせ対応

- ・ 利用者向け問い合わせ窓口の対応（対応時間、言語、方法等）
- ・ 障害発生時の連絡窓口の対応（対応時間、方法等）

ク 周知

- ・ サービスの周知及び利用促進の方法

ケ 業務報告

- ・ 利用者数の集計や解析の方法
- ・ 効果測定の方法

コ その他

- ・ 他自治体や市内の観光施設・交通拠点において、公衆無線 LAN を提供している実績があれば記載すること。また、それらのサービスと利用者情報を共有する等、連携する仕組みについてもあわせて提案すること。
- ・ 仕様書や要項の記載以上の提案も評価対象とするので、各項目において追加事項がある場合は記載すること。
- ・ 本事業による整備業務完了後に、民間を含む他の施設において、協議会固有の SSID によるサービスを提供することが可能なアクセスポイントを、安価に提供する方法について記載すること。
- ・ 専門用語の多様などの表現は避け、図解などを活用したわかりやすい説明に努めること。また、わかりにくい用語には脚注により説明を付記すること。
- ・ 本事業は、上記契約期間内での公衆無線 LAN サービスの提供を委託するものであり、次年度以降の契約については未定であるので留意すること。

(2) 業務スケジュール表

契約締結予定日以降の本業務についての業務スケジュール表を作成すること。

スケジュール表は、作業に含まれる各工程を一覧できるものとし、業務履行期間内に作業が完了するよう留意すること。なお、実際の業務履行スケジュールは、この業務スケジュール表に基づいて釧路観光コンベンション協会と調整の上決定する。

(3) 参考見積書

当該業務の実施にかかる参考見積書を作成すること。

内訳には、

- ・ サーバ及びネットワーク、アクセスポイント等の機器の費用（新規購入、リース、レンタル等の種別）
- ・ サーバ及びネットワーク、アクセスポイント等の設置場所の確保に係る費用
- ・ 電源及び通信回線確保のための費用
- ・ 機器等の撤去費用
- ・ 整備エリアごとの運用費用 等

業務仕様書に記載した各業務の必要な工程ごとに、単価、数量、金額、その他必要事項を可能な限り詳細に記載すること。

9 評価項目

(1) 事業内容と実施方法

- ・ 整備内容
- ・ アクセスポイント
- ・ 認証システム
- ・ 利用環境
- ・ セキュリティ
- ・ 運用管理
- ・ 周知

- ・ 業務報告
- (2) 業務遂行能力
 - ・ 実施体制
 - ・ 実績
 - ・ 他の公衆無線 LAN との連携
 - ・ 手法、スケジュール、専門性
- (3) 全体コンセプト
 - ・ 事業への理解度
 - ・ 期待される成果
 - ・ 経費の妥当性
- (4) その他
 - ・ 独自提案

10 質問の受付

本件に関する質問については、平成29年5月22日（月）午後5時までに質問書（様式6号）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールでmail@kushiro-kankou.or.jpあてに送付すること。電話等口頭による質問は、受け付けないので留意すること。

11 企画提案の審査及び選定

提案書等の審査及び評価は、釧路観光コンベンション協会が招集する水のカムイ観光圏公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において実施する。企画提案書等の受領後、審査会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査員によるヒアリングを実施する。審査会において最も高い評価を得た事業者を業務委託先の優先交渉団体とする。

(1) 実施期間

平成29年6月上旬（別途指定する）

(2) 会場

釧路市内（日程等詳細は、別途通知する）

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

当該通知を受けた事業者は、速やかに出席者人数及びプレゼンテーションに使用する機材等について報告するものとする。

12 注意事項

- ・ 申請書類に用いる言語、通貨、単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること
- ・ 提出期限後の企画提案書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書の内容は原則として公表しない。但し、「釧路市情報公開条例」「弟子屈町情報公開条例」に基づく請求などにより、公開される場合がある。

- ・ 企画提案書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業において公表が必要と認められる場合は、釧路観光コンベンション協会は企画提案書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、参加申込者が負うこととする。

- ・ 企画提案書等、本件に係る書類の作成、提案にかかる費用は、参加申込者の負担とする。
- ・ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、釧路観光コンベンション協会と選定業者による協議により決定する。

1 3 失格条項等

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格及び提案内容を無効とする。

- ・ 申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 本要領に定められた以外の方法により、審査会委員及び関係者に対し援助等を直接的又は間接的に求めた場合
- ・ 提案書等の提出期限以降において、「6（1）参加資格要件」に掲げる事項に該当した場合
- ・ 本要領に違反又は逸脱した行為があった場合
- ・ プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

1 4 契約等

契約は、審査会により選定された優先交渉団体と詳細を交渉のうえ見積書を徴し、予定価格以内であれば契約を締結する。ただし、この交渉の結果、企画提案の一部変更を行う場合がある。

なお、優先交渉団体との交渉が不調に終わった場合は、次点の団体と交渉する場合がある。

1 5 契約後の支払方法

支払は、原則、業務完了の検査終了後（委託事業終了後）とする。

1 6 予定スケジュール

募集期間	平成29年5月17日（水）～平成29年6月 1日（木）
質問書受付期間	平成29年5月17日（水）～平成29年5月22日（月）
質問回答期限	平成29年5月24日（水）
審査会	平成29年6月上旬（予定）
審査結果通知・契約締結	平成29年6月中旬（予定）
契約終了	平成30年3月31日

1 7 書類提出先、質問受付先

水のカムイ観光圏協議会認定観光圏整備事業者（一般社団法人 釧路観光コンベンション協会）
 担当：米道 E-mail：mail@kushiro-kankou.or.jp

[別表]

評価項目		評価内容	評価の視点	配点	
姿勢・能力	取組姿勢	整備方針	当該委託業務を理解しているか。	10	30
	事業遂行能力	実施体制	人員配置、緊急時など業務実施体制が整っているか。	15	
	事業スケジュール	事業スケジュールの作成	効率的で適切なスケジュールを作成しているか。	5	
提案・実績	整備内容	施工方法・時期・対象	設置コスト、将来のメンテナンス、設置エリア、気象条件などを考慮し、できる限り機器の安定性を確保しているか。	20	120
	認証システム	システム	セキュリティ、ランニングコスト、既存ネットワークとの連携、柔軟な設定対応が可能など、利用者や設備管理者の視点にたった提案であるか。	20	
	動作環境	利用環境	接続時間、操作性、災害時動作などが考慮されているか。	20	
	周知及び業務報告	周知	施工個所について、通信可能エリアである旨を示す媒体を整備するなど、掲示等の周知を行うか。	10	
		利用者情報データの活用	観光施策に活用可能な利用者情報を定期的に報告する提案であるか。	20	
	運用体制	各種フォロー	設置後の保守管理体制は充実しているか。故障時、災害時の対応と体制は確立されているか。	20	
	その他	独自提案	広域連携や効果的な情報発信など、利用者の回遊性を高める仕掛けづくりなど、水のカムイ観光圏への観光客増加につながりそうな提案が盛り込まれているか。	10	
				150	